

# 北九州市門司港レトロ観光物産館管理運営要綱

## 第1章 総論

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号。以下「条例」という。）及び北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、北九州市門司港レトロ観光物産館（以下「本施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この要綱は、目的外使用を許可した施設以外の本施設の各施設について規定するものとする。

(開館時間)

第3条 本施設内の各施設の開館時間及び休業日は、次のとおりとする（規則第1条別表第1（第1条関係）のとおり）。

施設名	開館時間	休業日
公共棟（多目的ホールを除く）	午前9時から 午後5時まで	1月1日から 同月3日まで 及び12月29日 から同月31日 まで
多目的ホール	午前9時から 午後10時まで	

2 特に必要がある場合は、前項の開館時間及び休業日を変更することができる。

## 第2章 一般入館

(入館の制限)

第4条 次の各号の一に該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがある者
- (2) 展示品若しくは設備等を汚損し、又はき損するおそれがある者
- (3) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いるなど他の利用者の迷惑となる者
- (4) 酩酊している者
- (5) 許可を受けずに館内で販売行為を行なう者
- (6) 許可を受けずに館内で火気を使用する者
- (7) 指定の場所以外で飲食及び喫煙を行なう者
- (8) 動物（ただし、盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く）及び危険物を持ち込む者
- (9) その他施設の管理上支障がある者

### 第3章 多目的ホール

(利用の申請及び許可等)

- 第5条 多目的ホールを利用しようとする者は、「利用申請書兼許可・領収書（第1号様式）」を提出し、その許可を受けなければならない。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。
- 2 前項の承認を受けた者の利用は、1回の利用につき1日以内とする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 第1項の申請書の受付日及び利用日が重複した場合の優先順位は、次のとおりとする。ただし、特に必要がある場合はこの限りでない。

優先順位	イベント内容	受付開始日
第1順位	市の主催・共催・後援イベント	1年前
第2順位	民間主催の無料イベント	
第3順位	民間主催の有料イベント（非営利）	
第4順位	営利を伴うイベント	

注) - 1 上記表内の営利・非営利の判断基準は、第6条第3項参照。

- 4 管理上必要がある場合は、条件を付して利用を許可することができる。

(利用料金)

- 第6条 多目的スペースの利用料金は、条例第6条第1項別表第3（第6条関係）の中欄及び右欄並びに規則第3条別表第3（第3条関係）の中に定める額の範囲内において、本施設の指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。
- 2 市長は前項の承認を行ったときは、規則第5条に基づき速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。
- 3 多目的ホールの利用に関して、条例第6条第1項別表第3（第6条関係）の右欄に定める営利についての判断基準は、次のとおりとする。

内 容	判 断
入場無料のイベント	非営利
1,000円以内の料金設定イベント	非営利
販売行為及び1,000円を超える料金設定イベント	営利

(利用料金の減免)

- 第7条 公益上必要がある場合は、条例第7条に基づき多目的スペース及び冷暖房の利用料金を減免することができる。
- 2 前項の減免の対象及び率は、次のとおりとする。
- |                          |        |
|--------------------------|--------|
| (1) 本市が主催する行事等に利用する場合    | 全額免除   |
| (2) 本市が共催する事業等に利用する場合    | 50%免除  |
| (3) その他、市長が特に必要であると認めた場合 | その都度決定 |
- 3 利用料金の減免を申請する者は、「利用料金減免申請書（第4号様式）」を提出し、その承認を受けなければならない。

(利用者の遵守事項)

- 第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 利用目的のために認められた以外の物品を展示し、販売し、又は持ち込まないこと。
- (2) 定められた場所以外での火気を使用しないこと。

- (3) 許可を受けずに、壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。
- (4) 承認を受けた設備・器具以外のものを利用しないこと。
- (5) 器具等を館外に持ち出さないこと。

(利用の不許可及び取り消し等)

第9条 次の各号の一に該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 建物、設備・器具等をき損するおそれがあるとき。
- (3) 公共施設として相応しくない催事。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるとき。
- (5) その他施設の管理上支障があるとき。

2 次の各号の一に該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 利用の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段で承認を受けたとき。
- (3) 建物・設備・器具等をき損するおそれがあるとき。
- (4) その他施設の管理上支障があるとき。

3 前項の規定に基づく利用の許可の取消し、又は利用の停止によって、利用者が受けた損害については、市及び本施設の指定管理者は賠償の責めを負わない。

(利用料金の不返還)

第10条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める割合により、既納の利用料金を返還する。

- (1) 利用者の責任によらない理由により、利用できないとき。 既納利用料金の10割
- (2) 利用の20日前までに、利用者が「施設利用とりやめ申請書（第2号様式）」を提出した場合で、相当の理由があると認められるとき。 既納利用料金の8割

(設備等の制限)

第11条 利用料は、特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、「特別設備・造作承認申請書（第3号様式）」を提出し、その承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、利用が終わったとき、又は第9条の規定により、利用の許可の取消し若しくは利用の停止を受けたときは、直ちに原状に回復して、返還しなければならない。

2 原状に復するための費用については、全額利用者が負担するものとする。

(転貸等の禁止)

第13条 利用者は、本施設を利用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は承認した利用目的以外の目的に利用してはならない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、建物及び設備を滅失し、又はき損した場合、原状回復ができないときは、市長の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

(諸様式)

第15条 本施設の利用に関する諸様式は、次のとおりとする。

- (1) 利用申請書兼許可・領収書 第1号様式
- (2) 施設利用とりやめ申請書 第2号様式
- (3) 特別設備・造作承認申請書 第3号様式
- (4) 利用料金減免申請書 第4号様式

付 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年8月21日から施行する。